**埋蔵文化財に関する手続きのフローチャート図**

※開発面積が10,000㎡を超える大規模工事の場合には、確認のため遺跡外であっても試掘調査が必要となります。

※届出は工事着工の60日前までにご提出ください。

※工事中に遺構や遺物を発見した場合には、工事を中止し商工観光労政課へご連絡ください。

**工事着工**

埋蔵文化財あり

**本発掘調査**

※原因者様に費用を負担していただきます（個人の場合は除く）

埋蔵文化財あり

埋蔵文化財なし

**試掘調査**

**工事立会**

**慎重工事**

「**埋蔵文化財発掘の届出**」提出

**遺跡の範囲内**

**遺跡の範囲外**

**埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の照会**

（窓口またはメール、FAX）

**開発事業**

（住宅建設、農地転用、

宅地造成など）

埋蔵文化財なし